

青森県規則第四十六号

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則を廃止する規則

青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に廃止前の青森県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。